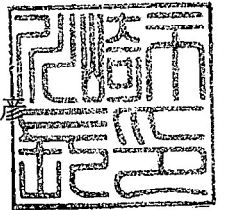


川崎市公告第1500号

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年5月20日法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項及び土地区画整理法施行規則（昭和30年3月31日建設省令第5号）第4条第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年11月20日

川崎市長 福田 紀彦



- 1 施行者の名称
川崎市
- 2 事業施行期間
昭和63年9月16日から令和8年3月31日まで
- 3 施行地区
(第1工区)
川崎市多摩区登戸字丁耕地、同字戊耕地、同字己耕地、同字辛耕地、同字丙耕地及び同字庚耕地の各一部
(第2工区)
川崎市多摩区登戸字辛耕地の一部
- 4 土地区画整理事業の名称
川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
川崎市多摩区登戸1891番地1
- 6 事業計画の決定の年月日
昭和63年9月16日
- 7 変更の年月日
令和6年11月20日